


庁外（企業・団体・個人）用

中野区シティプロモーションキャラクター  
イメージ使用ガイドライン

# 中野大好き ナカノさん



2019年10月発行

 中野区

## 1 はじめに

中野区シティプロモーションキャラクターは、中野の魅力や文化、様々な個性を発信できるまちの新しい仲間として、区民が体験する魅力的な日常を、区民と一緒に区内外へ発信していくことを目的として中野のまちにやってきました。

本使用ガイドラインは、キャラクターイメージを使用するにあたって、使用方法や気を付けていただきたい点をまとめています。使用する際には、必ずお読みください。

## 2 ストーリー・キャラクター設定

以下のストーリーやキャラクター設定を踏まえた上で、キャラクターを使用してください。

### (1) ストーリー

中野は不思議なまちです。

子どもから、おじいちゃんおばあちゃんまで、みんなが主役で、

コアな嗜好性を持つお店が集まる隣には、光と緑に溢れる公園がある。

一言にすれば、たとえば、「多様性」のある街。

昨今様々な場所で耳にしますが、ソレと何か少し違う。

差別をなくそう、どんな個性も受け入れよう、そんな目標を高らかに掲げなくとも、

中野のまちは、中野の人は、さまざまな個性を「気にしない」。

ただ自分の好きなものを持ち、好きで繋がり、生きている。

だから飾らず等身大で過ごせて、心地よい。



## (2) キャラクター設定

### 中野大好きナカノさん



身長：44センチ

体重：525グラム

性別：気にしたことなかった

友達の数：気にしたことなかった

大好きなもの：中野

ほくろの数は3つ。ナカノさんの服は、中野区の区章の青、中野サンプラザの床の赤、をイメージしてデザインされています。左脇には中野の頭文字であるNの形の切れ目があります。

### ちびナカノさん



身長：12センチ

ナカノさんの分身であり、手のひらサイズのちびナカノさん。

### 3 使用手続きについて

#### (1) 手続き一覧

使用方法		① 区への 事前連絡 ※1	② 使用 承認申 請書の 提出	③ 区監 修	④ 完成 品の提出 ※2
非販売	(1) 個人的な使用や家庭内での使用の場合 (例：ブックカバーやパソコンの壁紙等に使用)	不要	不要	不要	不要
	(2) 区及び区の 行政機関が使用	チラシ・ポスター・書 類・冊子・デジタル媒体 に使用する 場合	要	要	要
	(3) 学校等が教育 の目的で使用				
	(4) 地方公共団体、国	要	要	要	要
	(5) 区が共催名義の使用を承認している事業 での使用	要	要	要	要
	(6) 報道機関が報道または広報の目的で 使用	要	要	要	要
	(7) 上記以外の場合	要	要	要	要
	販売	(8) 販売目的（売上を伴う商品やサービス）に 使用する 場合	要	要	要

※1 連絡先はP 1 1 「担当」欄をご覧ください。

※2 完成品の提出が難しい場合は、写真やデザイン画像等を提出してください。

※3 区長が認めるときは、使用承認申請を省略する場合があります。

#### (2) 留意事項

使用承認は、中野区が著作権を有するキャラクターのデザイン・写真を使用することを承認するものであり、承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

又商品、使用者等について区の推奨を行うものではありません。

## 4 デザイン一覧

P 9, 10 のイメージ例をご覧ください。

この他、公式 SNS に投稿している写真も利用可能です。

## 5 デザイン使用の注意点

### (1) 形状

#### 使用できない例

①デザインの縦・横の比率を変倍したもの



②デザインを改変したもの



③デザインを反転したもの



④デザインの大部分が別のデザイン等で隠れている、または削除されているもの



但し、背景の削除（切り抜き）に関しては、申請時に元画像を明らかにすることで可能です。

(切り抜き後、①～④の形状変更をしたものは使用できません)

### (2) キャラクターイメージの使用時の表示について

キャラクターイメージを商品に印刷等して使用する場合、「中野大好きナカノさん」及び「©中野区」の文字を表記してください（表記サイズの指定はありません）。但し、ロゴ画像を形状変更せず使用する場合は「中野大好きナカノさん」の表記を省略できます。

### (3) キャラクター名

キャラクター名は企業名・団体名等には使用できません。

### (4) キャラクターデザインと企業・団体・個人の名前やマーク、商品名との組み合わせ

特定のものを支援、公認しているような誤解を与える可能性のある使用はできません。ただし、中野区の施策に対する良好な効果や区のPRに寄与すると認めるときには使用できる場合もあります。

#### ×不可の例



#### ○可能な例



## 6 ロゴの活用

「中野大好きナカノさん」の名前を表示する際は、以下のロゴがありますのでご活用ください。なお、他のフォントで表示することも可能です。

中野大好き  
ナカノさん

※背景の色は自由に変更できます。

### ロゴを使用する際の注意点

以下の使用はできません。

- ①ロゴデザインの縦・横の比率を変倍したもの
- ②ロゴデザイン（文字の形・文字の配置）を改変したもの
- ③ロゴデザインを反転したもの
- ④ロゴデザインの一部が別のデザイン等で隠れている、または削除されているもの

## 8 監修

「3 使用手続き一覧」（P. 4）において、「監修」が「要」に該当する場合は、原稿やサンプルが完成した時点で区に提出し、監修を受けてください。

## 9 完成品の提出

「3 使用手続き一覧」（P. 4）において、「完成品の提出」が「要」に該当する場合は完成品を提出してください。ただし、完成品の提出が難しい場合は、区と協議の上、写真やデザイン画像等の提出に代えることが可能です。

## 10 完成品の画像の使用（二次利用）

下記①～④の場合にのみ使用可能です。事前に区へ概要資料をご提出ください。

- ①チラシ・カタログ等の商品広告への使用
- ②使用者が発行する広報誌、資料等への掲載
- ③新聞・テレビ等による報道および紹介や番組での露出
- ④使用者の申し出により区が認める媒体での露出

## 1 1 使用状況等の報告

区がキャラクターの使用状況等を把握するため、実績（販売状況等）の報告についてご協力願います。



イメージ例（一例ですので、他デザインの使用にあたってはご相談ください）

<中野大好きナカノさん> ※この他、公式 SNS に投稿している写真を利用可能です



中野大好き  
ナカノさん

<ちびナカノさん> ※ちびナカノさんについては、SNS の写真は使用出来ません



<担当>

中野区 区民部産業観光課 シティプロモーション係

TEL 03(3228)5467 FAX 03(3228)5656

E-Mail promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区シティプロモーション HP <https://nakano-pr.jp>

中野大好きナカノさん HP <https://nakano-san.jp>

中野大好きナカノさん公式 SNS アカウント

Instagram : @nakano\_san\_desu ([https://www.instagram.com/nakano\\_san\\_desu](https://www.instagram.com/nakano_san_desu))

Twitter : @nakano\_san\_desu ([https://twitter.com/nakano\\_san\\_desu](https://twitter.com/nakano_san_desu))

Facebook : @nakano\_san\_desu ([https://www.facebook.com/nakano\\_san\\_desu/](https://www.facebook.com/nakano_san_desu/))